

令和3年2月5日

各指定障がい児入所施設 管理者様  
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 緊急事態宣言の延長に伴う障がい児通所支援について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止のため、日々、適正な支援に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年2月2日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されました。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとされたところです。

つきましては、今般の緊急事態宣言の延長に伴い、改めて大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年2月2日付け障企第2477号大阪府福祉部障がい福祉室長通知）が発出されたことを受け、令和3年1月14日付けで通知いたしました「緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援について」により、お示しした取扱いを次のとおり延長します。

なお、障がい福祉サービス事業所等の対応については、別添の令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡にあるように、事業の継続を要請するものとされ、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持する観点から、十分な感染防止対策の徹底を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされているところです。

つきましては、通知内容を十分に把握していただき、支援を必要とする児童に適切なサービスが提供されるよう、引き続きご対応くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 適用期間について

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間を対象とします。

※ 適用期間の終了日については、令和3年3月7日に限らず、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域の指定を解除された日としますので、御注意ください。

## 2 支給量について

受給者証の支給決定量以上の日数の利用が必要となった場合は、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」の提出をもって、特例的に令和3年2月中の支給量を「28日」とします。

なお、令和3年3月は特例措置の対象外とします。

## 3 その他

緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、引き続き、大阪府から、指定感染拡大防止への取組みとして、不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底（医療機関への通院、必要な職場への出勤など生活や健康のために必要なもの及び事業の推進に必要な場合を除く）への協力が呼びかけられていることから、上記以外の取扱いについては、原則として「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を適用します。

## 4 添付資料

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日付け）
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和3年1月7日付け）
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言の延長に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について（令和3年2月2日付け）

## 5 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

### 【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6527 Fax：06-6241-6608